



風しん抗体検査を受けよう!!

～生まれてくるいのちのために～



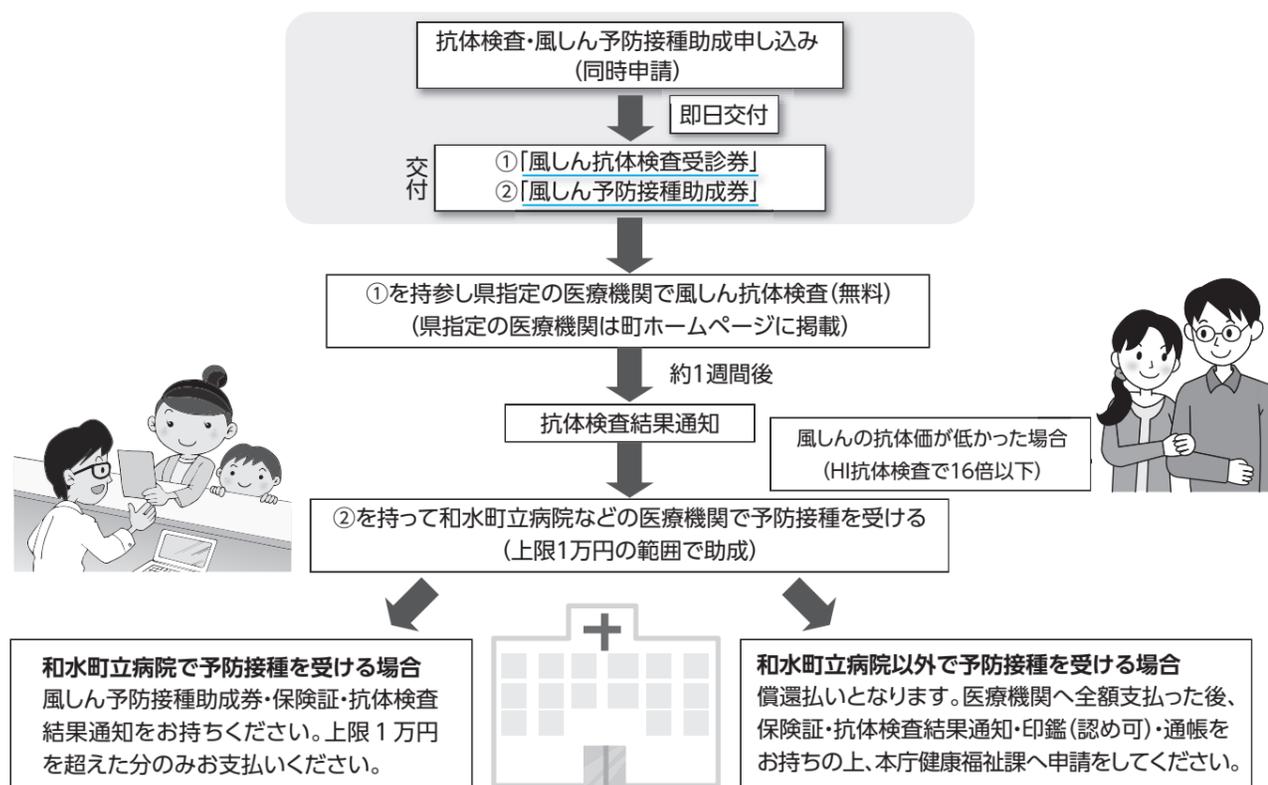
妊娠初期の女性が風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群という重い病気を持って生まれてくる可能性があります。風しんの流行を防ぎ、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、抗体検査および予防接種の費用を助成します。

検査を希望される人は、下記よりお申し込みください。

対象者	①これから妊娠を希望する女性とその同居者 ②風しんの抗体価が低い(HI検査で16倍以下)妊婦の同居者 ※ただし、風しん抗体検査を受けたことがある人、風しんの予防接種歴がある人、風しんにかかったことがある人は対象外です。 ※妊娠中および妊娠をしている可能性のある人は風しんの予防接種を受けることができません。また、接種後少なくとも2ヵ月以上の避妊が必要です。
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

抗体検査・予防接種の流れ

本庁健康福祉課窓口で抗体検査および風しん予防接種助成申し込みを受け付けています。



季節性インフルエンザ接種助成事業のお知らせ

町では、予防接種を受ける日に住所を有する次の人を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行います。

【高齢者】①または②のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の人
- ②60歳以上65歳未満で内臓疾患の身体障害手帳1級程度を有する人

【子ども】

- ・生後6月以上中学3年生以下の人

接種回数	1回	接種回数	①生後6月以上13歳未満：2回 ②13歳以上：1回 ※予防接種を受ける時は、母子健康手帳、保険証を必ずご持参ください。 ※予診票は、医療機関に置いてあります。
助成期間	10月1日(水)～平成27年1月31日(土) ※接種ができる期間は、医療機関により異なります。 必ずご予約ください。	助成期間	10月1日(水)～12月31日(水) ※13歳未満の人は、1回目を上記の期間内に接種し、2回目は平成27年1月31日(土)までに接種してください。
助成額	3,700円/1人(上限) ※助成額上限を超えた分は、自己負担となります。自己負担額は、医療機関によって異なります。	助成額	3,000円/1回(上限)
委託医療機関	和水平立病院、玉名郡市・山鹿市医療機関など ※町ホームページに委託医療機関一覧を掲載しています。 ※委託医療機関以外で接種を希望される場合は、お問い合わせください。	助成の受け方	①町内3医療機関(和水平立病院、和水平クリニック、森の里クリニック) →助成額上限を超えた分をお支払いください。 ※接種を受ける際には、印鑑(認印可)をご持参ください。 ②①以外の医療機関 →全額接種費用を支払い後、母子健康手帳、領収証、印鑑(認印可)、通帳などをご持参の上、本庁健康福祉課または総合支所福祉課窓口へ「償還払い請求」を行ってください。 ※2回接種を受ける人は、2回目接種後に申請手続きをしてください。

※高齢者および子どもインフルエンザの「償還払い請求」期間は、平成27年3月2日(月)までとなっています。詳細は、区長便を通じて各戸配布しておりますインフルエンザについての文書、または町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 健康支援係 ☎0968・34・3111(内線764)

難病の人も障害福祉サービスなどを利用できます

法律の改正

平成25年4月1日(月)、障害自立支援法が改正され、「障がい者総合支援法」が施行されています。この改正は、障がいのある人の日常生活や社会生活を幅広く支援することを目指して実施されたものです。これにより、新たに難病の人が障がい福祉サービスの対象となり、就労に必要な能力を身に着けるための支援が受けられるようになりました。

福祉サービス利用対象者の拡大

パーキンソン病や関節リウマチなどの疾患が難病の一例となります。症状の変動などにより身体障害者手帳を取得できない人で、一定の障害がある難病の人もサービスの対象となります。
※対象となる難病の疾患一覧については、難病情報センターのホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/entry/506>)をご覧ください。

利用できるサービスの例

- 障害福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)など
- 相談支援…地域移行支援、地域定着支援など
- 地域生活支援事業…日常生活用具の補助など
- 補装具…車いすや歩行器の購入費用の補助など
- 障がい児童サービス…通所支援、入所支援など

手続き

対象となる病気にかかっていることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証など)を持参の上、本庁健康福祉課または総合支所福祉課窓口で申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給決定などの手続きを経て、必要と認められたサービスが利用できます。

問い合わせ先
本庁 健康福祉課 障害福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)

風しん抗体検査助成期間 **平成27年2月28日(土)まで**

予防接種費用助成期間 **平成27年3月14日(土)まで**

※抗体検査の結果は約1週間後、申請者に届くため、抗体検査と予防接種費用の助成期間は異なります。

※その他詳細については、以下までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724